

漁業対策への要望書

水俣の奇
病めぐり
県、農林省などへ提出

水俣市の奇病をめぐる漁業対策として農林省はこのほど農林省、水産庁、衆参両院水産常任委員長、農林漁業金融公庫の関係機関に対し漁業対策要望書を提出した。

これによると同市の奇病は予防手段が見えないまますでに五十四人がかかり、そのうち二三%の十七人が死亡するという高い死亡率で、とくに漁民に多い。最近になつて重金属、とくにマンガンによる中毒説が想定されているが、断定されるに至つておらず沿岸住民を恐怖のドン底に陥し入れている

このため①想定危険海域―百間港より赤路島にわたる海面―の

自主操業禁止②無害海域の浅海増殖事業の実施③漁業種類の転換④鹿児島県への入漁、の四点について実現に努力しているがいずれも多額の資金を必要とするので①浅海増殖事業―魚礁、投石の施設―について国庫補助②漁業転換のため漁船の動力化と漁船建造および漁具購入に要する資金の融資あつた③鹿児島県への各種網漁業の入漁あつた④の三点について善処してほしいというもの。